

三島市立山田小学校いじめ防止等の基本方針

平成26年 5月策定
令和7年 4月修正

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）であり、起こった場所は学校の内外問わず、判断はいじめられた児童の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの児童たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組む事が重要である。

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組む事ができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努めていくものである。

そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ①いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の様態により犯罪行為として取り扱う。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策

本校では、以下のいじめ防止等の対策を行うものとする。

(1) いじめ問題に取り組むための組織

ア 「いじめ問題対策委員会」

本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ問題対策委員会」を置く。

「いじめ問題対策委員会」（いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織）

○校内職員：校長・教頭・教務主任・養護教諭・生徒指導主任
特別支援教育コーディネーター

※定例の委員会は、校内支援委員会とともに毎月1回開催することを基本とし、必要に応じて、当該学級担任、生徒指導部員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを含め、委員会を開催する。

【具体的な取り組み】

- いじめ対策の体制整備及び取り組み・進捗状況の確認・定期検証
- 教職員の共通理解と意識啓発・研修の実施
- いじめの状況把握及び分析
- いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- いじめを受けた児童の保護者に対する指導及び支援
- いじめを行った児童の保護者に対する助言
- 専門的な知識を有する関係者等との連携
- 三島市教育委員会の判断によって重大事態の調査等を行う
- その他いじめ防止に関わること

イ 生徒指導部会

- ・校務分掌の生徒指導部担当職員による、児童の情報交換を行い、「いじめ問題対策委員会」に伝えると共に、取り上げた方がよい事案がある場合は招集を求める。

ウ 生徒指導情報交換

- ・職員会議や打合せの中で、全教職員で該当する児童について、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合いを行う。

エ 児童理解研修会

- ・年1回（10月）全教職員で、児童理解や該当する児童について、現状や指導についての情報交換及び対応についての話し合いを行う。

（2）いじめの未然防止のための取組

ア 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、子どもたちの心と感性を育み、併せて、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むことを大切にする。

イ 教職員による指導について

（ア）一人一人が活躍できる学習活動

- すべての児童が授業に参加できる・活躍できる等「わかる授業」づくり
- 規律正しい生活（時刻を意識した生活・正しい姿勢・発表の仕方や聞き方等）
- 学年経営を中心とした児童の活躍の場づくり・居場所づくり・絆づくり
- 社会体験や体験活動の充実と推進

（イ）「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- 児童会行事やペア活動における異学年交流の充実
- 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実

(ウ) 道徳授業の充実

- 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導の充実
- 体験活動と道徳の時間を関連づけた指導の充実
- 情報モラル教育の推進

(エ) 人権・同和教育の着実な推進

- 年間指導計画に基づいて全校体制で実施
- 教師自ら不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気をつける

(オ) その他

- 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
- いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- いじめのサインの共通理解
- 教員による自身の指導の振り返り

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- ア いじめの早期発見に努める。
 - (ア) 全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「児童がいるところには教職員がいる」ということを心がける。
 - (イ) 定期的に実施する学年部会や生徒指導部会で気になる児童の情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、欠席したり遅刻や欠席が多かったりする児童に対し、教職員の初期対応について共通化を図った取組(電話や家庭訪問等)を実施する。
 - (ウ) 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたらすとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談やスクールカウンセラーとの面談で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - (エ) 年3回の「心のアンケート」と年3回の「子ども相談週間」により、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- (オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

【学校におけるいじめのサインの例】

- | | | |
|---|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 急な体調不良 | <input type="checkbox"/> 遅刻や早退の増加 | <input type="checkbox"/> 授業開始前の机・椅子・学用品等の乱雑さ |
| <input type="checkbox"/> 学用品・教科書・体育着等の紛失 | | <input type="checkbox"/> 学用品の破損・落がき |
| <input type="checkbox"/> 授業への遅参 | <input type="checkbox"/> 保健室への来室 | <input type="checkbox"/> 日頃交流のない児童との行動 |
| <input type="checkbox"/> 発言や言動に対する皮肉や失笑・笑いの頻発 | | <input type="checkbox"/> 多数児童からの質問や反駁 |
| <input type="checkbox"/> 図工や家庭科・書写等でも衣服の過度な汚れ | | <input type="checkbox"/> 業間や休み時間の単独行動 |
| <input type="checkbox"/> 特定児童の発言へのどよめきや目配せ | | <input type="checkbox"/> 突然のあだ名 |
| <input type="checkbox"/> 特定児童からの忌避・逃避 | | <input type="checkbox"/> 特定児童の持ち物からの逃避 等 |

イ いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- (ア) いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- (イ) 情報収集を綿密に行い、迅速に事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。又、保護者を含め事実関係を共通理解するとともに、関係者に教育的指導を行う。
- (ウ) 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力して解決にあたる。
- (オ) いじめられている児童の心の傷を癒やすために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (カ) いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実に行う。
- (キ) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

【事実確認の実施】

(1) 被害児童への聞き取り

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) 加害児童への聞き取り

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめを感じていなかつたり、認めようとしなかつたりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- 「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

(3) 周辺児童への聞き取り

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

(4) 被害児童保護者・加害児童保護者に対して

- 保護者とは直に会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。
- 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

【事実確認後の対応】

(1) 被害児童に対して

- つらさや苦しさに共感的理解を示す。また、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- 具体的な解決策や加害児童の指導対応などを伝え、不安や心配を除く。
- 自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意思を尊重して進める。
- 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

(2) 加害児童に対して

- 行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- グループへの対応の場合は、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りする。
- いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することができないような心を育てる。
- きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにする。

(3) 周辺児童に対して

- いじめの被害者の気持ちを考える。いじめの卑劣さを理解する。
- はやしたてる行為、見て見ぬふりをすることもいじめであることを再度認識する。
- いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
- いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて理解する。

(4) 被害児童保護者に対して

- 確認した事実関係を正確に伝える。
- 再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し、不安を取り除く。
- 学校と家庭の今後の対応について、共通理解をもつ。

(5) 加害児童保護者に対して

- 確認した事実を正確に伝える。
- 今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- 謝罪について相談の上、確認する。

※複数で対応する。

※完全ないじめ解消を、全職員で確認する。

ウ 家庭や地域・関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決をすることはしない。
- (イ) 「生徒指導部」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- (ウ) 学校や家庭には、なかなか話すことができないような状況であれば、他の機関のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

【家庭におけるいじめのサインの例】

- | | | | |
|--------------|--------|-------------------|------------|
| □登校しぶり | □転校の希望 | □外出の回避 | □感情の起伏の顕著化 |
| □教師や友達への批判増加 | | □隠し事の発覚 | □家庭でのお金の紛失 |
| □荒くなる金遣い | | □長時間の長電話や過度に丁寧な対応 | |
| □衣服の不必要な汚れ | | □体への傷やいたずらの痕跡 | |
| □保護者来校の拒絶 | | □過度な SNS・ネット等への対応 | 等 |

【地域におけるいじめのサインの例】

- | | |
|--|----------------|
| □登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。 | |
| □一人だけ離れて登下校している。 | □故意に遅れて登校している。 |
| □地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。 | |
| □公園や空き地等で一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。 | |
| □コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 | 等 |

3 重大事態への対処

いじめによる重大事態

- | | |
|---|-------------|
| □生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い | |
| ・自殺を企画 | ・身体に重大な傷害 |
| ・金品等にかかる重大な被害 | ・精神性の疾患を発症等 |
| □相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することなく余儀なくされている疑いがある場合 | |
| □児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき | |

三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告する。尚、学校は教育委員会から判断を待つことなく、早期にいじめに対応する。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。

□主体となる場合は、「いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（スクールソーシャルワーカー・スクールソーシャルワーカー）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
□学校主体の調査では、十分な結果が得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の付属機関「三島市いじめ対策連絡協議会」が調査にあたる。「いじめ問題対策委員会」は、その調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

□いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

□たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。

(4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

□調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）する。

□関係者の個人情報に十分配慮する。

□調査に先立ち、得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。

(5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた児童又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

4 その他

(1) いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や学校評価の機会を使って、アンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

(2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、児童の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。

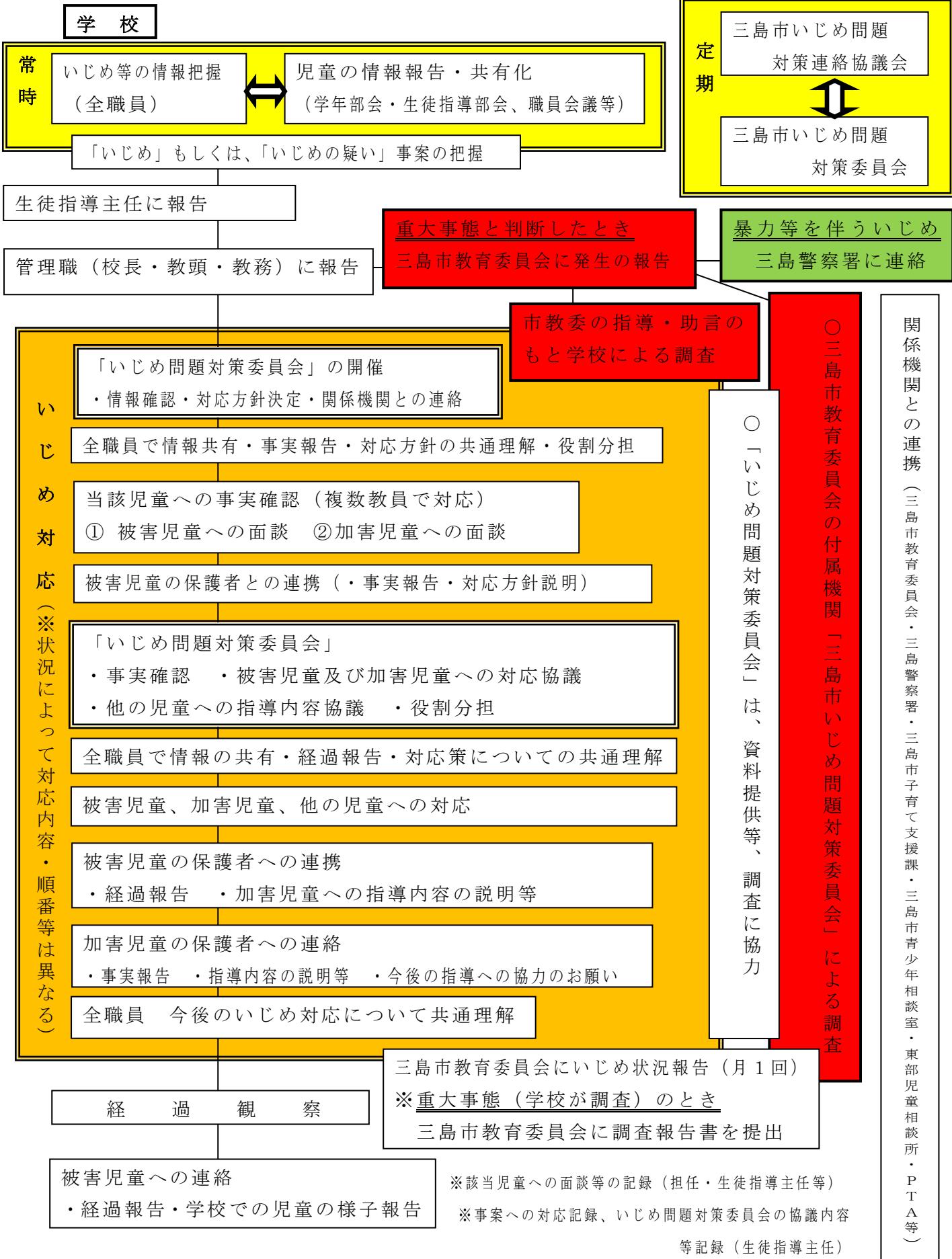
(3) いじめ対応の流れ (別添)

(4) いじめ対策の年間計画 (別添)

(5) 関係機関と相談窓口 (別添)

別紙

いじめ対応の流れ



いじめ対策の年間計画

月	担当	取組内容
4	生徒指導部 いじめ問題対策委員 担任 生徒指導主任 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報交換（生徒指導部会） ・いじめ防止対策等基本方針の検討（いじめ問題対策委員会） ・教育相談①（保護者希望） ・関係機関担当者の把握（生徒指導主任連絡会） ・児童の情報交換（職員会議・打合せ）
5	校内支援委員 担任 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報交換、共通理解、対応・対策等検討（いじめ問題対策委員会） ・教育相談②（保護者希望） ・児童の情報交換（打合せ）
6	生徒指導部 校内支援委員 担任 担任 担任 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報交換（生徒指導部会） ・児童の情報交換、共通理解、対応・対策等検討（いじめ問題対策委員会） ・心のアンケート実施① ・子ども相談週間① ・教育相談③（保護者希望者） ・児童の情報交換（職員会議・打合せ）
7	校内支援委員 担任 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報交換、共通理解、対応・対策等検討（いじめ問題対策委員会） ・保護者面談（全保護者） ・児童の情報交換（打合せ）
8	校内支援委員 担任 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報交換、共通理解、対応・対策等検討（いじめ問題対策委員会） ・情報共有 ・児童の情報交換（打合せ）
9	生徒指導部 校内支援委員 担任 担任 担任 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の情報交換（生徒指導部会） ・児童の情報交換、共通理解、対応・対策等検討（いじめ問題対策委員会） ・心のアンケート実施② ・子ども相談週間② ・教育相談④（保護者希望者） ・児童の情報交換（職員会議・打合せ）
10	全職員 校内支援委員 担任 全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解研修① ・児童の情報交換、共通理解、対応・対策検討（いじめ問題対策委員会） ・教育相談⑤（保護者希望） ・児童の情報交換（打合せ）

11	生徒指導部 校内支援委員 担任 全職員	・児童の情報交換（生徒指導部会） ・児童の情報交換、共通理解、対応・対策等検討（いじめ問題対策委員会） ・教育相談⑥（保護者希望者） ・児童の情報交換（打合せ）
12	校内支援委員 担任 全職員	・児童の情報交換、共通理解、対応・対策等検討（いじめ問題対策委員会） ・教育相談⑦（保護者希望者） ・児童の情報交換（打合せ）
1	生徒指導部 校内支援委員 担任 担任 教務主任 全職員	・児童の情報交換（生徒指導部会） ・児童の情報交換、共通理解、対応・対策等検討（いじめ問題対策委員会） ・子ども相談週間③ ・教育相談⑧（保護者希望者） ・学校評価 ・児童の情報交換（打合せ）
2	校内支援委員 担任 担任 全職員	・今年度の取組の反省と次年度への課題（いじめ問題対策委員会） ・いじめ防止対策等基本方針見直し ・教育相談⑨（保護者希望者） ・心のアンケート実施③ ・児童の情報交換（打合せ）
3	校内支援委員 担任 担任 全職員	・児童の情報交換、共通理解、次年度への引き継ぎ（いじめ問題対策委員会） ・次年度への引き継ぎ ・生活の振り返りアンケート実施 ・児童の情報共有（打合せ）
定期的		・生徒指導部、職員会議、打合せ、いじめ問題対策委員会での情報交換、集約 ・月例報告（問題行動、不登校、いじめ）・道徳教育の充実・アンケートの実施

学校・家庭・地域等での悩み

いじめられていたり、暴力を受けて苦しんだりしているあなたは、けっして一人ぼっちではありません。

お父さん、お母さん、学校の先生、近所のおじさんやおばさん、友達、みんなあなたの味方です。一人で苦しまないで、いじめられていることを勇気をもって話してみましょう。必ずまわりの大人が助けてくれるし、なにより自分が楽になります。

もし、相手の顔を見て話すことがむずかしいのなら、電話やメールで話を聞いてもらうこともできます。

下に書いてあるところなど、どこでもいいから、ぜひ相談してください。そこで待っているたくさんの大人が、あなたの苦しい心を受け止めて、解決に向けて力を貸してくれます。



電話相談窓口等

【関係機関】

三島市教育委員会

055-983-2671

【あなたの小学校】

山田小学校

055-973-0131

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番（法務省）	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談（三島市小・中学校）	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市家庭児童相談室	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
沼津地区少年サポートセンター	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110 0120-783-410
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
こころの電話（東部健康福祉センター）	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
心の相談フォーム	みしまGIGAポータルサイト内相談窓口（悩み事全般）	1人1台端末より投稿可能

【ホームページ・メール相談等】

「いじめ・暴力」相談メールコーナー

https://skantan.jp/prefshizuokau/offer/offerList_detail.action?tempSeq=84&accessFrom=offerList

QRコード



三島市青少年相談室 相談窓口（Web版）

<https://logoform.jp/form/pqff/72754>

QRコード

